

## <報道発表資料>

E-mail: a2670-32@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー: 県政一般

令和5年12月22日

### 固定資産（土地）の令和6年度基準地価格を決定 — 宅地の平均変動率は0.3%、田・畑及び山林は据え置き —

令和6年度は、固定資産税（市町村税）の3年に一度の評価替え年度に当たり、土地や家屋の評価額が見直されます。

埼玉県では、県内市町村間の土地の評価の均衡を図るため、宅地、田、畑及び山林の基準地価格について、埼玉県固定資産評価審議会に諮問し、答申を得て決定しています。

同審議会が本日（令和5年12月22日）開催され、令和6年度の基準地価格について諮問案のとおり了承されましたので、お知らせします。

今後、市町村では、今回の結果を基に令和6年3月31日までに各筆の評価額を決定し、令和6年度分の固定資産税を課税することになります。

## 1 令和6年度基準地価格の概要

### (1) 宅地

令和3年度の評価替え時には、県内市町村のうち25団体で上昇、7団体で横ばい、31団体で下落し、3年間の県の平均変動率\*は、1.9%でした。

今回は、県内市町村のうち22団体で上昇、11団体で横ばい、30団体で下落し、3年間の県の平均変動率は、県南地域を中心に価格が上昇したものの、0.3%の小幅な上昇にとどまりました。

\* 平均変動率は、各市町村の価格変動率の単純平均。

なお、今回の基準宅地の価格（路線価等）について、最も高かったのは、さいたま市（大宮駅前広場通り）で4,150,000円/m<sup>2</sup>です。上昇率が最も高かったのは、川島町（町道3536号線）で11.9%の上昇となっています。

## (2) 田、畑、山林

県内全ての市町村で3年前の価格を据え置きとしています。

## **2 各市町村の基準地価格及び関連資料**

市町村課のホームページを御覧ください。

【URL】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/zeisei/koteishin.html>

### (参考：基準地価格の役割)

基準地価格とは、市町村内の土地の評価の指標となる代表的な1地点の価格を言います。

- ・ 宅地

市町村内の最高価格地の評価額（路線価等）

- ・ 田、畑、山林

地勢等から見て上級の土地の評価額

固定資産税における土地の評価は市町村長が行いますが、全国的にバランスのとれた評価となるよう、固定資産評価基準に基づき、総務大臣や都道府県知事が調整を行っています。

総務大臣は、指定市町村\*の基準地価格を調整することで、都道府県間の価格の均衡を図っています。

これを受けて、都道府県知事は、指定市町村以外の市町村の基準地価格を調整し、市町村間の価格の均衡を図っています。

\* 本県の指定市町村は、さいたま市（宅地）、熊谷市（田）、深谷市（畑）及び秩父市（山林）です。